

鴨 川 市 消 防 委 員 会 次 第

平成 28 年 2 月 5 日（金）

午前 10 時 00 分

鴨川市役所 4 0 0 会議室

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 市長あいさつ

4 議 件

第 1 号議案 平成 2 7 年度消防団事業実施状況について

第 2 号議案 平成 2 7 年度消防関係決算見込について

第 3 号議案 平成 2 8 年度消防団事業計画（案）について

第 4 号議案 平成 2 8 年度消防関係予算編成（案）について

5 そ の 他

6 閉 会

第1号議案

平成27年度消防団事業実施状況

月	実施日	事業名	場所	主催
4	1(水)	本部・分団長会議(本部会議は火災により中止)	鴨川市役所	消防団
	19(日)	幹部・新入団員訓練	鴨川市陸上競技場駐車場	消防団
	19(日)	普通救命講習(団員/1回目)	鴨川市文化体育館	消防団
	19(日)	本部会議	鴨川市陸上競技場会議室	消防団
	28(火)	(財)千葉県消防協会安房支部総会	館山市内	安房支部
5	17(日)	第11回鴨川市消防操法大会	鴨川市陸上競技場駐車場	消防団
	22(金)	本部会議	鴨川市陸上競技場会議室	消防団
6	21(日)	第34回安房支部消防操法大会	鴨川市陸上競技場駐車場	安房支部
	26(金)	本部会議	第3支団第5分団詰所	消防団
7	25(土)	千葉県消防操法大会	千葉県消防学校校庭	千葉県
9	4(金)	本部会議	鴨川市役所	消防団
10	1(木)	本部会議/本部・分団長会議	鴨川市役所	消防団
	18(日)	普通救命講習(団員/2回目)	鴨川市役所	消防団
	21(水)	(財)千葉県消防協会安房支部役員会	館山市合同庁舎	安房支部
	21(水)	上級幹部研修	館山市コミュニティセンター	安房支部
11	1(日)	秋の全国火災予防運動(防火パレード)	鴨川市内	消防団
	1(日)	鴨川市防災訓練	小湊小学校	鴨川市
	6(金)	第51回消防殉職者慰霊祭	千葉県消防学校	千葉県消防協会
12	6(日)	本部会議/本部・分団長会議	鴨川館	消防団
	15(火)	(財)千葉県消防協会安房支部役員会	館山市合同庁舎	安房支部
	18(金)	市長・議長夜警巡視(第1・4支団)	鴨川市内	消防団
1	6(水)	鴨川市消防出初式	文化体育館	消防団
	21(木)	本部会議	鴨川市役所	消防団
	21(木)	市長・議長夜警巡視(第2・3支団)	鴨川市内	消防団
2	5(金)	消防委員会	鴨川市役所	鴨川市
3	1(火)～7(月)	春の全国火災予防運動	鴨川市内	消防団
	3(木)	(財)千葉県消防協会安房支部役員会	館山市合同庁舎	安房支部
	18(金)	千葉県消防大会	青葉の森芸術文化ホール	千葉県

平成27年度消防関係決算見込

(単位:円)

消 防 費	科 目		当初予算	補正額	予算額計	支出見込額	支出残	備 考
	常備消防費	負担金	607,935,000	0	607,935,000	607,935,000	0	安房郡市広域市町村圏事務組合消防費負担金
		計	607,935,000	0	607,935,000	607,935,000	0	
	非常備消防費	消防総務事務費	6,000	0	6,000	6,000	0	事務費
		公用車費	12,512,000	▲ 3,098,000	9,414,000	9,414,000	0	消防車の更新及び修繕、燃料代、車検保険代等 ・消防ポンプ車購入 4,428,000円 2-5-2(畑地区)
		消防団運営事業	60,272,000	▲ 1,846,000	58,426,000	58,426,000	0	・団員報酬、22,024,000円 ・活動手当、13,629,000円 ・本部運営費交付金 1,000,000円 ・訓練運営費交付金 740,000円 ・県大会出場交付金 1,000,000円 ・支団運営費交付金 1,000,000円 ・シコロ付ヘルメット(62個) 803,520円
		消防委員運営事業	49,000	49,000	98,000	97,320	680	
		計	72,839,000	▲ 4,895,000	67,944,000	67,943,320	680	
	消防施設費	消防施設維持管理事業	6,419,000	0	6,419,000	6,419,000	0	分団詰所修繕、光熱水費等 ホース乾燥塔設置工事(花房) 1,112,400円
		消防用品購入事業	1,944,000	0	1,944,000	1,944,000	0	消火栓器具箱及びホース等
		消火栓設置事業	4,895,000	0	4,895,000	4,895,000	0	消火栓の新設、修繕等
		防火水槽新設事業	602,000	0	602,000	571,130	30,870	八丁防火水槽用地買収費
		計	13,860,000	0	13,860,000	13,829,130	30,870	
	災害対策費	防災訓練事業	164,000	▲ 90,000	74,000	74,000	0	訓練炊き出し食料 保険料等
		給水車費	291,000	0	291,000	291,000	0	給水車修繕及び燃料代、車検、保険代等
		災害対策事業	11,878,000	▲ 4,341,000	7,537,000	7,537,000	0	・備蓄食料等(アルファ化米・保存飲料水)の購入及び更新等
		防災行政無線維持管理事業	26,941,000	11,691,000	38,632,000	38,632,000	0	・無線施設の修繕及び保守委託料・防災行政無線デジタル化改修工事 ・防災ラジオ購入500台
		自主防災組織補助事業	2,000,000	0	2,000,000	508,000	1,492,000	防災会等の自主防災組織が防災対策事業を行った場合の補助金 (奈良林 坂東団地 浜荻東町)
		計	39,274,000	7,260,000	48,534,000	47,042,000	1,492,000	
合 計		733,908,000	2,365,000	738,273,000	736,749,450	1,523,550		

平成28年度消防団事業計画(案)

月	予定日	事業名	場所	主催
4	1(金)	本部会議 / 本部・分団長会議	鴨川市役所	消防団
	17(日)	幹部・新入団員訓練	陸上競技場駐車場	消防団
	17(日)	普通救命講習(団員 / 1回目)	鴨川市文化体育館	消防団
	()	(財)千葉県消防協会安房支部総会	館山市内	安房支部
5	22(日)	第12回鴨川市消防操法大会	鴨川市陸上競技場駐車場	消防団
6	19(日)	(財)千葉県消防協会安房支部消防操法大会	富浦中学校	安房支部
7	()	本部会議	鴨川市役所	消防団
	()	千葉県消防操法大会	千葉県消防学校校庭	千葉県
10	()	普通救命講習(団員 / 2回目)	鴨川市役所	消防団
	()	上級幹部研修	未定	安房支部
	()	本部会議 / 本部・分団長会議	未定	消防団
11	()	秋の全国火災予防運動(防火パレード)	鴨川市内	消防団
	6(日)	鴨川市防災訓練	長狭学園	鴨川市
12	()	本部会議 / 本部・分団長会議	未定	消防団
	()	市長・議長夜警巡視	鴨川市内	消防団
1	()	鴨川市消防出初式	鴨川市内	消防団
	()	市長・議長夜警巡視	鴨川市内	消防団
2	()	本部会議	鴨川市役所	消防団
	()	消防委員会	鴨川市役所	鴨川市
3	()	春の全国火災予防運動	鴨川市内	消防団
	()	千葉県消防大会	青葉の森芸術文化ホール	千葉県

平成28年度消防関係予算(案)

(単位:円)

消 防 費	科 目		平成27年度 (当初予算額)	平成28年度 (当初予算額)	増減額	対前年比	備 考
	常備消防費	負担金	607,935,000	609,722,000	1,787,000		安房郡市広域市町村圏事務組合 消防費負担金
		計	607,935,000	609,722,000	1,787,000	100.29%	
	非常備消防費	消防総務事務費	6,000	6,000	0		消耗品等
		公用車費	12,512,000	44,168,000	31,656,000		消防車の更新及び修繕、燃料代、 車検保険代等 ・消防ポンプ車 2 - 3 (太海) 4 - 2 (内浦)
		消防団運営事業	60,272,000	56,884,000	▲ 3,388,000		団員 報酬、活動手当、交付金等 ・本部運営費交付金 ・支団運営費交付金 ・操法大会運営交付金 ・消防団員用耐火服 (各車両2 着)
		消防委員運営事業	49,000	49,000	0		報酬、費用弁償等
		計	72,839,000	101,107,000	28,268,000	138.81%	
	消防施設費	消防施設維持管理事業	6,419,000	6,030,000	▲ 389,000		・分団詰所修繕及び光熱水費 ・防火水槽撤去工事 (東町) ・ホース乾燥塔設置工事 (川代)
		消防用品購入事業	1,944,000	1,874,000	▲ 70,000		消火栓器具箱、ホース等購入
		消火栓設置事業	4,895,000	4,944,000	49,000		水道局委託事業 (消火栓の修繕及び新設)
		防火水槽新設事業	602,000	15,120,000	14,518,000		2箇所 (横渚地区 釜沼地区)
		計	13,860,000	27,968,000	14,108,000	201.79%	
災 害 対 策 費	災害対策費	防災訓練事業	164,000	180,000	16,000		・防災訓練消耗品費 ・保険料等
		給水車費	291,000	290,000	▲ 1,000		給水車修繕及び燃料代、車検、保 険代等
		災害対策事業	11,878,000	111,186,000	99,308,000		・備蓄食料等 (アルファ化米・保存飲料 水) の購入及び更新等 ・津波避難タワー建設工事 (小湊地区)
		防災行政無線維持管理事業	26,941,000	12,075,000	▲ 14,866,000		・無線施設の修繕及び保守委託料
		自主防災組織補助事業	2,000,000	2,000,000	0		防災会等の自主防災組織が防災 対策事業を行った場合の補助金
		計	41,274,000	125,731,000	84,457,000	304.63%	
	合 計		735,908,000	864,528,000	128,620,000	117.48%	

○ 鴨川市消防条例

平成17年2月11日

条例第150号

(趣旨)

第1条 この条例は、消防組織法(昭和22年法律第226号)及び消防法(昭和23年法律第186号)の規定に基づき本市における水火災その他災害の警戒防御(以下「消防」という。)及びこれに関連して必要な事項に関し定めるものとする。

(消防団)

第2条 本市の消防をつかさどるため鴨川市消防団(以下「消防団」という。)を置く。

(組織)

第3条 消防団に支団を、支団に分団を、分団に部又は班を置く。

2 消防団に本部を置く。

3 消防団に消防団長(以下「団長」という。)、支団長、副支団長、分団長、副分団長、部長、班長等の役員及びその他の団員を置く。

4 前項に掲げるもののほか、消防団に副団長を置くことができる。

5 支団分団の名称、区域本部の位置及び役員の定数任期については、規則で定める。

(管轄区域)

第4条 消防団の管轄区域は、鴨川市一円とする。

(定数)

第5条 消防団員(以下「団員」という。)の定数は、732人とする。

(任命)

第6条 団長は市長が消防団の推薦に基づいて任命し、その他の団員は団長が本市に居住する年齢満18歳以上の志操堅固身体強健であって団員たるに足ると認められる者の中から市長の承認を得て任命する。

(退職)

第7条 団員は、退職しようとする場合には、あらかじめ文書をもって任命権者に願出してその承認を受けなければならない。

(懲戒)

第8条 団員であつて次の各号のいずれかに該当する者があるときは、任命権者は、これを懲戒するものとする。

- (1) 消防に関する法令、条例又は規則に違反したとき。
- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (3) 団員たるにふさわしくない非行があつたとき。

(懲戒の種別)

第9条 前条の懲戒は、次の区別によってこれを行う。

- (1) 免職
- (2) 停職

2 停職は、1月以内の期間を定めてこれを行う。

(服務)

第10条 団員は、団長の招集によって服務するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても水火災その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従つて直ちに出勤して服務に就かなければならない。

2 団員は、あらかじめ定められた権限を有する消防機関以外の他の行政機関の命令に服してはならない。

3 団員は、10日以上居住地を離れる場合には、次により届け出るものとする。ただし、特別の事情がない限り団員の半数以上の者が同時に居住地を離れることはできない。

- (1) 団長、副団長及び支団長にあつては、市長
- (2) 副支団長にあつては、団長
- (3) 前2号に掲げる者以外の者にあつては、支団長

4 団員は、火災警報発令中その他特に必要があると認める際は、警備に支障のある場所に、多数集合したり、又は多数集合して飲酒をしてはならない。

5 団員は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 住民に対し常に水火災の予防及び警戒心の喚起に努め、災害に際して身を挺してこれに当たる心構えを持たなければならない。
- (2) 規律を厳守して、上長の指揮命令の下に上下一体事に当らなければならない。
- (3) 上下同僚の間互に相敬愛し、礼節を重んじ、信義を厚くして、常に言行を慎まなければならない。
- (4) 職務に関し金品の寄贈又は饗応接待を受け、又はこれを請求する等のことがあってはならない。
- (5) 職務上知得した秘密を他に知らせてはならない。
- (6) 団又は団員の名義をもって乱りに寄附金を募り、又は営利行為をなし、若しくは義務の負担となるような行為をしてはならない。

(7) 団又は団員の名義をもって特定の政党結社若しくは政治団体を支持し反対し、又は加担し、又は他人の訴訟若しくは紛議に関与してはならない。

(8) 機械器具その他団設備資材の維持管理に当たり、職務のほかこれを使用してはならない。

(報酬及び費用弁償)

第11条 団員には、鴨川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年鴨川市条例第37号)に定めるところにより、報酬及び費用弁償を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、団員が災害、警戒活動及び訓練のため出動した場合は、予算の範囲内で定める額の費用を弁償する。

(公務災害補償)

第12条 団員の公務災害補償については、千葉県市町村消防団員等公務災害補償条例(昭和52年千葉県市町村総合事務組合条例第1号)の規定による。

(消防委員会の設置)

第13条 本市における消防の十分なる発展に資し、もって消防行政の円滑なる運営を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により鴨川市消防委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌)

第14条 委員会は、消防団に関する重要事項について市長の諮問に応じ、又は意見を申し述べる。

(組織)

第15条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、消防関係者及び識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第16条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 その職にあるために委員となった者の任期は、その在職期間中とし、委員の欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第17条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年2月11日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の鴨川市消防条例(昭和46年鴨川市条例第82号)又は消防条例(昭和30年天津小湊町条例第31号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成17年6月30日条例第166号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第11条の規定は、平成17年4月1日から適用する。

附 則(平成22年9月29日条例第21号)

この条例は、平成22年10月1日から施行する。